

福島県中小企業等復旧・復興支援事業公募要領 (令和2年度第2回)

福島県では、東日本大震災により被災された中小企業等の県内における事業再開を支援するため、中小企業等復旧・復興支援事業を実施します。

- 申請受付期間
令和2年9月7日(月)から令和2年9月30日(水) 17時まで
- 申請受付場所
各地方振興局(県内7か所)(22ページ参照)
- 補助内容
 - 1 空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業
空き工場・空き店舗等を借りて仮操業・仮営業を行うために必要となる経費の一部を補助します。

申請される中小企業者は、次ページの「○ 補助概要と添付書類記載先一覧」により該当する補助ケースを確認し添付書類を整え、上記期間内に各地方振興局へ持参により提出してください。

(注1) 担当者が不在の場合がありますので、地方振興局へお越しの際は事前に連絡をお願いします。

(注2) 郵便による提出は受け付けません。また、書類に不備がある場合は、審査対象にならないことや、補助対象経費として認められないことがあります。

(注3) 受付期間を過ぎての申請は受け付けません。

各地方振興局で受け付けした申請書は、県庁の各担当課室で審査し、結果は、交付決定通知書で各申請者へお知らせします。

※各地方振興局で申請受付されただけでは、補助金の交付が決まったことにはなりません。

必要書類を各地方振興局でチェックしますので、書類が一通り揃いましたら、事前に連絡の上、地方振興局窓口へお越してください。

なお、申請受付後においても審査に必要な書類の追加提出をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承願います。

契約書、領収書などの添付書類は原則、写しで構いません。

補助対象経費に消費税及び地方消費税は含みません。(税抜申請、税抜交付)

<注意>

申請書類や実績報告書類において経費の内訳が特定（確認）できないものは補助対象外となります。

補助金の対象となった施設や設備は、県の承認がなければ譲渡や処分をすることができません。

被災前の事業環境に戻す“原状復旧”の考え方から、震災前（時）に所有していた、賃借していた財産、資産の範囲で補助の対象となります。

必要な書類については、「震災前（時）に、どこでどのように何を使用して操業していたか。」と「どこでどのように何を使用して操業再開するので、どのくらい経費がかかるか。」を示す書類を添付することになります。

これらは補助対象外です。

- 例 1 震災前（時）に持っていなかったもの、使っていなかったもの
- 例 2 風俗営業を事業とする事業所
- 例 3 消費税及び地方消費税
- 例 4 生活に関するもの
- 例 5 商品の原料、資材の購入費用
- 例 6 事業で消費する燃料代、修繕ではない保守点検料
- 例 7 土地購入費用、地質調査費用、地盤改良工事費用
- 例 8 アパート、貸しビル等（自ら使用する事業用建物ではないもの）

○ 補助概要と添付書類記載先一覧

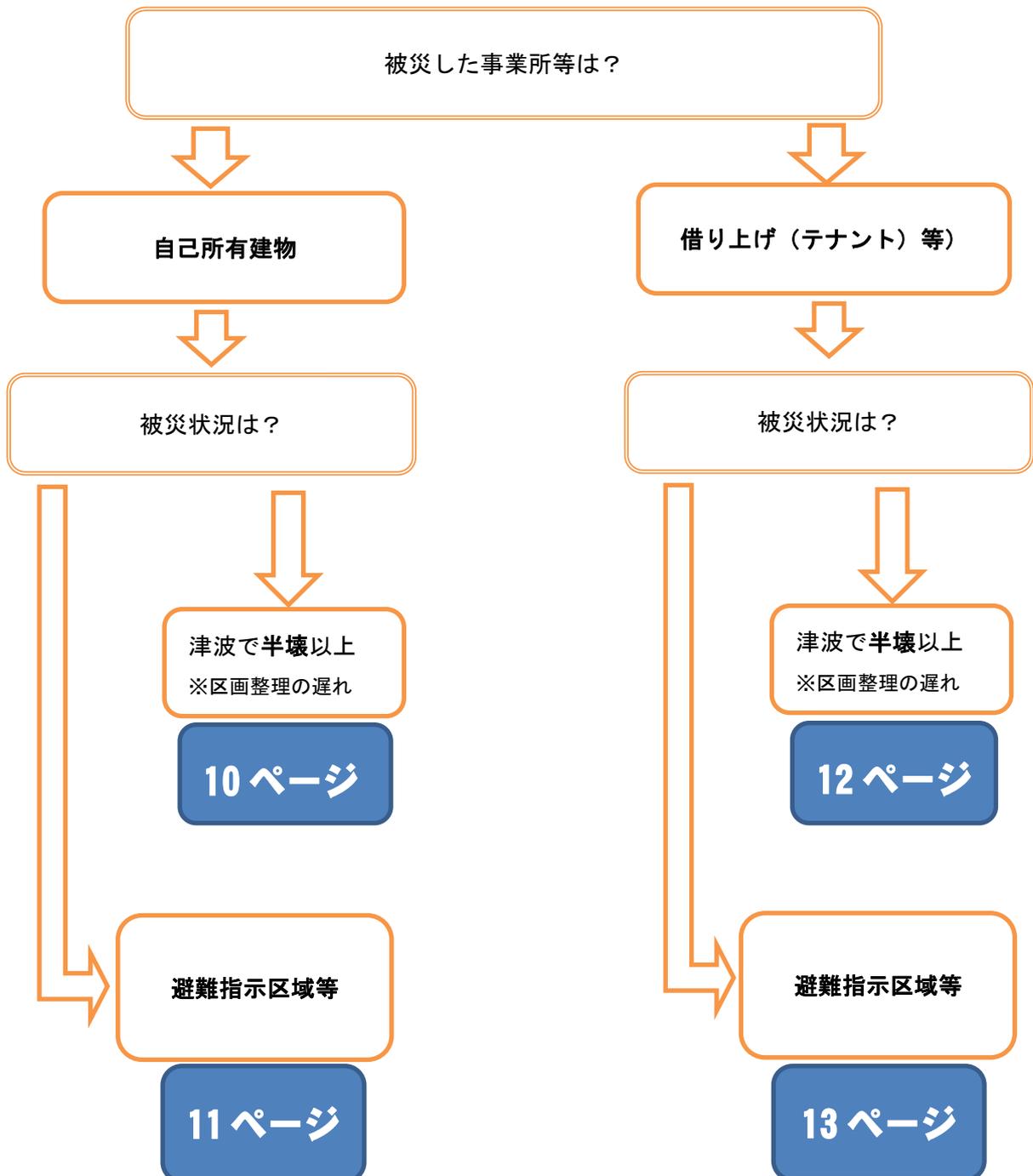
（「自分の場合は？」という方は3ページ参照）

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| 1 空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業 | 8～9ページ |
| （1）被災した事業所が自己所有の場合 | |
| ア 津波による被災 | 10ページ |
| イ 避難指示区域等による被災 | 11ページ |
| （2）被災した事業所が借上げの場合 | |
| ア 津波による被災 | 12ページ |
| イ 避難指示区域等における被災 | 13ページ |

中小企業等復旧・復興支援事業 補助概要

申請時に必要な添付書類については、それぞれ該当するページでご確認ください。

空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業



注意事項

- 1 補助対象となるのは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、事業再開に必要な経費であって、被災前の事業環境に戻すためのものです。年度を超えた遡及は実施しません（補助金交付要綱 附則ただし書きに該当する者を除く）。
- 2 移設費用および改装費用については、申請できるのは1回限りです。事情により2回目の移転を行った際の移設費用および改装費用は補助対象外となります。ただし、次の3の「帰還」に該当する場合、その他知事が特に必要と認める場合を除きます。
なお、帰還に該当する場合の申請は1回限りです。

- 3 上記2における「帰還」とは、被災時に避難指示区域等（※1）で事業を行っていた事業者が、避難指示区域等に戻って事業を再開する場合とします。

※1・・・「避難指示区域等」とは、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域のほか、原子力災害対策特別措置法に基づき設けられた警戒区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点及び緊急時避難準備区域であった区域を含みます。

帰還の場合、避難指示区域等に戻り賃借する事業用建物（以下「帰還事業所」という。）で事業を行う上で必要となる改装費用や移設費用については、一度、空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業の補助を受けていても補助の対象となります。移設費用については、原則、避難先等で賃借し仮操業している事業用建物（以下「仮事業所」という。）から帰還事業所への移設に要する費用が対象です。

なお、帰還事業所において事業を再開した後は、原則、仮事業所を閉鎖する必要があります。

仮事業所を閉鎖しない場合、事業者本人からの申し立てに基づき別途協議することになります。また、事業所の借り上げ費用は、帰還して事業を再開した日が属する月を基準とし、その前月までを避難先での仮事業所で借り上げしていた期間とし、当月から帰還事業所の借り上げしていた期間としてそれぞれ算出した費用が補助対象となります。（一時的に帰還事業所と仮事業所の借り上げ期間が重複する場合には、帰還事業所の借り上げ期間に算入します。）

【帰還の対象となる事例】

- ① 避難指示区域等から避難指示区域等外に移転したものの、避難指示区域等に戻って事業を再開する場合。
- ② 避難指示区域等内にある別の市町村に移転したものの、避難指示区域等に戻って事業を再開する場合。
（南相馬市については、鹿島区、原町区及び小高区をそれぞれ別の市と見なして取り扱います。従って、原町区内での移転等は、帰還とはみなしませんので、注意してください。）
- ③ その他知事が特に必要と認める場合。

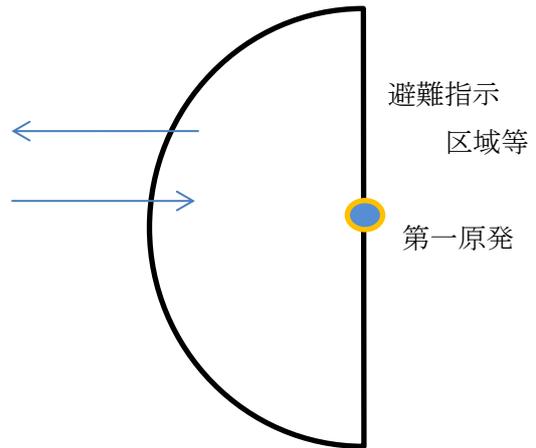
申請時に退去済みの場合は申請時に、申請時に未退去の場合は実績報告時に、退去確認書（要領第1号様式）（18ページ）を添付して提出してください。

【事例 ①】

避難指示区域等から避難指示区域外へ移転し、避難指示区域等に戻る場合。

【帰還に該当する具体例】

- ・南相馬市原町区から福島市に移転し、南相馬市原町区に戻る場合
- ・浪江町から二本松市に移転し、飯館村に戻る場合 等

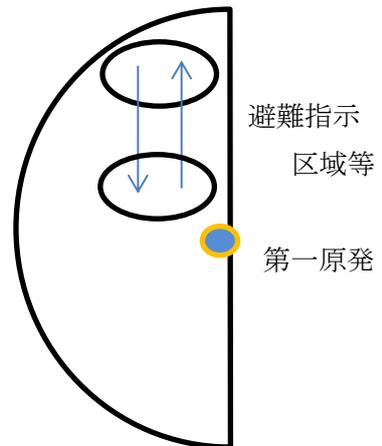


【事例 ②】

避難指示区域等内の別の市町村に移転し、避難指示区域等に戻る場合。

【帰還に該当する具体例】

- ・双葉町から広野町に移転し、楡葉町（旧警戒区域）に戻る場合 等
- ・浪江町から南相馬市原町区に移転し、葛尾村に戻る場合 等
- ・南相馬市小高区から南相馬市原町区へ移転し、南相馬市小高区へ戻る場合
- *南相馬市原町区から同区内の別の場所に移転しただけの場合は帰還とは見なしません。



- 4 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域については、**福島県 区域見直し等について**で**検索**し、ご確認ください。
- 5 令和2年度第2回募集における「避難指示区域等」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき設けられた、警戒区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点及び緊急時避難準備区域であった区域を含みます。
- 6 建築や修繕にあたり、建築基準法、都市計画法、農地法などの土地規制に関する法令のほか、実際に営業を開始する際に注意を要する食品衛生面の規制に関する法令にも留意し、抵触することのないよう関係機関と十分協議しておくこと。
これらの法令に違反した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合があります。
- 7 交付決定後においても補助対象外経費が含まれることが判明した場合には、交付決定額の減額を行います。
また、実績報告書等をもとに実績を確認する中で、補助対象外経費が含まれることが判明した場合にも、交付決定額より減額して補助金を交付します。
- 8 補助金の支払いは、補助事業完了後提出することとなっている実績報告書の審査結果に基づき確定される額を補助事業者からの請求に基づき支払う精算払いです。
但し、補助事業完了前に1回に限り概算払いの請求ができます。請求できる金額は、下記の①、②より算出される額を比較し、いずれか低い額の千円未満を切り捨てた額となります。残額は実績報告書に基づき額の確定後に精算払いします。
- ① 契約相手方に支払った実績額のうち補助対象経費に補助率をかけて算出した額
 - ② 交付決定額の2分の1
- 9 被災前の事業規模と同程度までを補助対象としますので、被災後に借り上げた事業用建物の床面積が著しく増加する場合は、補助対象となる額を減額することがあります。
- 10 見積書（内訳の分かるもの。特に工事に関する場合は工事費内訳明細書も）、契約書、請求書、領収書（証）のあて名は申請者名義となります。
なお、個人事業主の場合、あて名は氏名の記載が必要です。
- 11 複数の契約の代金をまとめて契約相手方に支払った場合、内訳が分かるように実績報告書を提出してください。申請書類や実績報告書類で何の経費か特定できない場合、補助対象外とします。
- 12 契約相手方に実際に支払った額に基づいて補助金を支払いますので、実績報告において値引きがあった場合は、値引き後の額が補助対象経費となります。

13 補助対象経費として申請された額にかかる消費税及び地方消費税が、外税表記でない場合は、原則、内税とみなし、相当額を補助対象経費から減額します。

14 この補助金と他の補助金は併給することができませんので、同一事業所で施設や設備について他の補助金を申請（申請中を含む）又は受領済の場合は、今回補助金申請する要因となった従来の被災した施設や設備と同一のものでないかを確認し、重複請求や過大請求等を防ぐ必要から、他の補助金の実績報告書（申請の段階の場合は補助金申請書）の写しを添付してください。また、本申請の後で他の補助金を申請（受理）した場合にも、同様の理由から申請書又は実績報告書の写しを添付してください。

なお、疑義がありましたらお問い合わせください。

15 補助対象経費に対して原子力災害賠償金が交付される場合で、賠償金とこの補助金の合計額が補助対象経費を超える場合は、超えた分を、補助金から減額して交付決定します。

なお、補助対象に対する東京電力賠償金請求（受給）がある場合には、申請時に賠償金請求等の写しを添付願います。

16 この公募要領は、中小企業等復旧・復興支援事業（空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業）補助金交付要綱第 16 条により定めるものです。

1 空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業を申請する中小企業者等

補助対象者

次の①～②のいずれかに該当し、県内で空き工場・空き店舗等を借り上げて仮操業・仮営業を行う中小企業者及び商工会・商工会議所

- ① 避難指示区域等で被災したもの。
- ②-1 津波により全壊し区画整理事業等が遅れ未だ移転できないもの。
- ②-2 津波により半壊し区画整理事業等が遅れ未だ移転できないもの。

対象経費

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、事業再開に必要な①から④に掲げる経費であって、施設及び設備を被災前の事業規模と同程度に戻すためのものに限る。

- ① 空き工場・空き店舗等を借り上げるための費用（土地及び建物）
住宅と店舗等が一体となっている場合は、店舗等に係る部分のみを補助対象とする。
- ② 被災した店舗等や仮工場・店舗等から①の空き工場・空き店舗等へ設備等を移設する費用
- ③ 空き工場・空き店舗等の改装費
- ④ 所有する設備が被災し、その代替となる設備等を借り上げるための費用
(注1) ①の費用を伴わない申請は対象外とする。ただし、中小企業基盤整備機構が整備する仮施設に入居している者はこの限りでない。
(注2) 移設費用及び改装費用については、1事業所あたりの交付申請は過去の本支援事業を含め1回限りとする。
ただし、避難指示区域等から移転を余儀なくされた者が、避難指示区域等の解除に伴い帰還する場合（4ページ参照）、その他知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。
(注3) 平成23年度から令和元年度までの補助事業において①④の交付決定を受けた者については、令和2年度も継続して補助金の交付を受けることができる。

補助率

- ① 避難指示区域等、津波（移転待ちかつ全壊） 3/4 以内
- ② 津波（移転待ちかつ半壊） 1/2 以内

補助金額

補助対象経費に補助率を乗じた額。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

- ① 補助下限額 1事業所あたり25万円
ただし、製造業は50万円
なお、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度または令和元年度の補助事業において交付決定を受けた者が、令和2年度も継続して補助金の交付を受けようとする場合には、補助下限額は設けない。

- ② 補助上限額 1事業所あたり 500 万円
ただし、製造業は 2,500 万円

申請書（要綱第 1 号様式）に添付する書類

- 共通 ・暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書・同意書（公募要領第 3 号様式）
・役員一覧（法人の場合）（公募要領第 4 号様式）
・チェックリスト①から④のいずれか

自己所有で津波	⇒	10 ページへ
自己所有で避難指示区域等	⇒	11 ページへ
借上げで津波	⇒	12 ページへ
借上げで避難指示区域等	⇒	13 ページへ

該当ページへ続く

- ・その他知事が特に必要と認めるもの（追加提出をお願いすることがあります。）

(1) 被災した事業所が自己所有の場合

ア 津波による被災

(ア) 市町村長が交付するり災証明書（原本）又は第11号様式

(イ) 区画整理事業等の遅れに関する申立書(当該事業等の遅れで移転できない事業者に限る)

※ 被災したか、補助対象者であるか確認します。

(ウ) 被災時に被災店舗等の所在地において事業を行っていたことが分かる書類

※ 事業をしていたか確認します。

a 商業登記事項証明書（法人の場合）

b 法人税確定申告書（H23. 3. 11 を含む申告）（法人の場合）

c 平成23年分（H23. 1. 1-H23. 12. 31）所得税確定申告書（個人事業主の場合）

(エ) 被災状況が確認できる店舗等及び設備（申請する場合のみ）の写真等

※ どこでどのような建物、設備を所有、使用し、どこがどう壊れたのか確認します。

a 壊れた建物、設備の写真（台紙に貼り、どこの写真か付記すること。設備の名称と故障について説明を付記すること（設備を申請しない場合は不要）。）

b 建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）、平面図（面積を示すこと（住宅兼店舗の場合、全体及び店舗部分を平面図に表示し、その面積を示すこと。）、位置図

（注）未登記の場合は、固定資産課税台帳（名寄帳）などの所有関係、面積等が分かる書類

c 固定資産（償却）台帳（又は固定資産課税台帳）

設備を申請しない場合、添付する必要ありません。

(オ) 補助を受けたい工場・店舗等の借上げ、設備の借上げ等に要する費用が確認できる書類

平成23年3月11日以降に契約したものに限りです。

※ どこでどのような建物、設備を借り上げ、いくらかかるのか確認します。

a 建物賃貸借契約書(全文)（平面図（面積を示すこと（住宅兼店舗の場合、全体及び店舗部分を平面図に表示し、その面積を示すこと。）、位置図）、工事委託契約書、見積書（内訳書も含む）

* 親族（親子、夫婦等）間や、事業主や役員（個人）と会社間において、不動産会社等を仲介せずに賃貸借契約を締結し借り上げる場合、賃貸人の確定申告書も添付すること。

県の借上げ住宅は、居住のみを目的とする住宅を供給しているため、事業所としての使用はできません。

b 中小企業基盤整備機構の整備した仮施設を借り上げる場合、地方自治体との契約書、貸借決定通知書など

c 設備賃貸借契約書

(カ) 直近の製造原価報告書（製造業の場合）

(キ) 都市計画法（都市計画、用途地域）や食品衛生法等に抵触しないこと。

チェックリストで確認します。

⇒ チェックリスト①（14ページ）でチェックしてください。

(1) 被災した事業所が自己所有の場合

イ 避難指示区域等における被災

(ア) 市町村長が交付する災害証明書（原本）（損壊が伴っていれば添付すること。市町村が交付していなければ添付しなくてもよい。被災証明でも可能）又は第11号様式

※ 避難指示区域等か確認します。

(イ) 被災時に被災施設の所在地において事業を行っていたことが分かる書類

※ 事業していたか確認します。

- a 商業登記事項証明書（法人の場合）
- b 法人税確定申告書（H23. 3. 11 を含む申告）（法人の場合）
- c 平成23年分（H23. 1. 1-H23. 12. 31）所得税確定申告書（個人事業主の場合）

(ウ) 工場・店舗などの建物、設備（申請する場合のみ）の写真等

※ どこでどのような建物、設備を所有、使用していたのか確認します。

- a 建物、設備の写真（台紙に貼り、どこの写真か付記すること。設備の名称と故障について説明を付記すること（設備を申請しない場合は不要）。）
- b 建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）、平面図（面積を示すこと（住宅兼店舗の場合、全体及び店舗部分を平面図に表示し、面積を示すこと。）、位置図
- c 固定資産（償却）台帳（又は固定資産課税台帳）
設備を申請しない場合、添付する必要ありません。

(エ) 補助を受けたい工場・店舗等の借上げ、設備の借上げ等に要する費用が確認できる書類

平成23年3月11日以降に契約したものに限りです。

※ どこでどのような建物、設備を借り上げ、いくらかかるのか確認します。

- a 建物賃貸借契約書(全文)（平面図（面積を示すこと（住宅兼店舗の場合、全体及び店舗部分を平面図に表示し、面積を示すこと。）、位置図）、工事委託契約書、見積書（内訳書も含む）

* 親族（親子、夫婦等）間や、事業主や役員（個人）と会社間において、不動産会社等を仲介せずに賃貸借契約を締結し借り上げる場合、賃貸人の確定申告書も添付すること。

県の借上げ住宅は、居住のみを目的とする住宅を供給しているため、事業所としての使用はできません。

- b 中小企業基盤整備機構の整備した仮施設を借り上げる場合、地方自治体との契約書、貸借決定通知書など
- c 設備賃貸借契約書

(オ) 直近の製造原価報告書（製造業の場合）

(カ) 都市計画法（都市計画、用途地域）や食品衛生法等に抵触しないこと。

チェックリストで確認します。

⇒ チェックリスト②（15ページ）でチェックしてください。

(2) 被災した事業所が借上げの場合

ア 津波による被災

(ア) 市町村長が交付する災証明書（原本）又は第11号様式

(イ) 区画整理事業等の遅れに関する申立書

※ 被災したか、補助対象者であるか確認します。

(ウ) 被災時に被災施設の所在地において事業を行っていたことが分かる書類

※ 事業していたか確認します。

a 商業登記事項証明書（法人の場合）

b 法人税確定申告書（H23. 3. 11 を含む申告）（法人の場合）

c 平成23年分（H23. 1. 1-H23. 12. 31）所得税確定申告書（個人事業主の場合）

(エ) 被災状況が確認できる工場・店舗などの建物、設備（申請する場合のみ）の写真等

※ どこでどのような建物、設備を所有、使用し、どこがどう壊れたのか確認します。

a 壊れた建物、設備の写真（台紙に貼り、どこの写真か付記すること。設備の名称と故障について説明を付記すること（設備を申請しない場合は不要）。）

b 建物の賃貸契約書、平面図（面積を示すこと（住宅兼店舗の場合、全体及び店舗部分を平面図に表示し、面積を示すこと。）、位置図

c 固定資産（償却）台帳（又は固定資産課税台帳）

設備を申請しない場合、添付する必要ありません。

(オ) 補助を受けたい工場・店舗等の借上げ、設備の借上げ等に要する費用が確認できる書類

平成23年3月11日以降に契約したものに限りです。

※ どこでどのような建物、設備を借り上げ、いくらかかるのか確認します。

a 建物賃貸借契約書(全文)（平面図（面積を示すこと（住宅兼店舗の場合、全体及び店舗部分を平面図に表示し、面積を示すこと。）、位置図）、工事委託契約書、見積書（内訳書も含む）

* 親族（親子、夫婦等）間や、事業主や役員（個人）と会社間において、不動産会社等を仲介せずに賃貸借契約を締結し借り上げる場合、賃貸人の確定申告書も添付すること。

県の借上げ住宅は、居住のみを目的とする住宅を供給しているため、事業所としての使用はできません。

b 中小企業基盤整備機構の整備した仮施設を借り上げる場合、地方自治体との契約書、貸借決定通知書など

c 設備賃貸借契約書

(カ) 直近の製造原価報告書（製造業の場合）

(キ) 都市計画法（都市計画、用途地域）や食品衛生法等に抵触しないこと。

チェックリストで確認します。

⇒ チェックリスト③（16ページ）でチェックしてください。

(2) 被災した事業所が借上げの場合

イ 避難指示区域等における被災

(ア) 市町村長が交付する災害証明書（原本）（損壊が伴っていれば添付すること。市町村が交付していなければ添付しなくてもよい。被災証明でも可能）又は第11号様式

※ 避難指示区域等か確認します。

(イ) 被災時に被災施設の所在地において事業を行っていたことが分かる書類

※ 事業していたか確認します。

- a 商業登記事項証明書（法人の場合）
- b 法人税確定申告書（H23. 3. 11 を含む申告）（法人の場合）
- c 平成23年分（H23. 1. 1-H23. 12. 31）所得税確定申告書（個人事業主の場合）

(ウ) 工場・店舗などの建物、設備（申請する場合のみ）の写真等

※ どこでどのような建物、設備を所有、使用していたか確認します。

- a 建物、設備の写真（台紙に貼り、どこの写真か付記すること。設備の名称と故障について説明を付記すること（設備を申請しない場合は不要）。）
- b 建物の賃貸借契約書、平面図（面積を示すこと（住宅兼店舗の場合、全体及び店舗部分を平面図に表示し、面積を示すこと。）、位置図
- c 固定資産（償却）台帳（又は固定資産課税台帳）
設備を申請しない場合、添付する必要ありません。

(エ) 補助を受けたい工場・店舗等の借上げ、設備の借上げ等に要する費用が確認できる書類

平成23年3月11日以降に契約したものに限りです。

※ どこでどのような建物、設備を借り上げ、いくらかかるのか確認します。

- a 建物賃貸借契約書(全文)（平面図（住宅兼店舗の場合、全体及び店舗部分を平面図に表示し、面積を示すこと。）、位置図）、工事委託契約書、見積書（内訳書も含む）
* 親族（親子、夫婦等）間や、事業主や役員（個人）と会社間において、不動産会社等を仲介せずに賃貸借契約を締結し借り上げる場合、賃貸人の確定申告書も添付すること。

県の借上げ住宅は、居住のみを目的とする住宅を供給しているため、事業所としての使用はできません。

- b 中小企業基盤整備機構の整備した仮施設を借り上げる場合、地方自治体との契約書、貸借決定通知書など
- c 設備賃貸借契約書

(オ) 直近の製造原価報告書（製造業の場合）

(カ) 都市計画法（都市計画、用途地域）や食品衛生法等に抵触しないこと。

チェックリストで確認します。

⇒ チェックリスト④（17ページ）でチェックしてください。

提出日

申請者

印

【チェックリスト①】 空き工場・空き店舗等 自己所有 津波

要件	申請添付書類	審査のポイント	○×	備考
対象者	(要綱第1号様式)	漏れなく記載してあるか。補助対象者か。		
東日本大震災で被災	り災証明書又は第11号様式	申請者の名義と同一か。証明対象の建物と被災建物は同一か。半壊、全壊になっているか。		
	被災した施設、設備の写真、施設位置図	損壊を確認できるか。		設備申請ないなら設備写真添付不要
被災時に事業を行っていた	(法人) 商業登記事項証明書(直近)	平成23年3月11日を含む期間の申告か。 事業実態があるか。		
	法人税確定申告書			
	(個人) 所得税確定申告書			
被災した自ら使用する事業用建物	不動産登記簿謄本(登記事項証明書)又は固定資産課税台帳	建物の名義、場所の特定とともに申請書、確定申告書などと整合性は取れているか。		
	平面図、床面積、位置図	被災前の事業規模、寸法、面積算出過程が確認できるか。		
※住宅兼店舗等の場合	平面図に全体及び店舗等を床面積とともに表示	どこが事業用区画か。		
被災した設備	固定資産(償却)台帳	所有していたか。		設備申請ないなら添付不要
補助を受けたい経費	賃貸借契約書(全文)(平面図、床面積、位置図)、見積書(内訳書含む)など	どこでどの程度の規模で事業を再開するのか。申請者名義になっているか。寸法、面積算出過程が確認できるか。		・中小企業基盤整備機構の整備施設であればその契約書等 ・親族間等(P10参照)の賃貸借契約の場合は賃貸人の確定申告書も添付
※住宅兼店舗等の場合	平面図に全体及び店舗等を床面積とともに表示	どこが事業用区画か。		
補助を受けたい設備	設備賃貸借契約書	被災前と同程度か。		
都市計画法や食品衛生法等に抵触しない	(なし。)	事業内容が都市計画法等で制限されないか。市町村窓口に確認したか。(食品衛生法は県保健福祉事務所等)		
風俗営業でない	(なし。)	事業が風俗営業に該当しないか。		
暴力団等でない	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書・同意書	申請者と同一か。適切に押印されているか。(法人の場合、法人名と代表者氏名記載、代表者印の押印があるか。)		
(法人の場合)	役員一覧	商業登記事項証明書と一致しているか。		
区画整理事業等の遅れで移転できない	区画整理事業等の遅れに関する申立書	外的要因等で事業が再開できない地域を予定しているか。		
他の補助金を申請(受領)しているか	他の補助金の申請書又は実績報告書の写し	重複がないか。		他の補助金がないなら添付不要
賠償金請求(受領)があるか	賠償金請求書等の写し	補助金減額される場合あり。		ないなら添付不要

記載方法 添付してあれば「○」を、添付していなければ「×」を「○×」欄に記載し、「×」の場合は「備考」欄等にその理由を記載のこと。

提出日

申請者

印

【チェックリスト②】 空き工場・空き店舗等 自己所有 避難指示区域等

要件	申請添付書類	審査のポイント	○×	備考
対象者	(要綱第1号様式)	漏れなく記載してあるか。補助対象者か。		
東日本大震災で被災	り災証明書（被災証明でも可）又は第11号様式	申請者の名義と同一か。所在地は避難指示区域等内か。		
	被災した施設、設備の写真、施設位置図	実在を確認できるか。		設備申請ないなら設備写真添付不要
被災時に事業を行っていた	(法人) 商業登記事項証明書（直近）	平成23年3月11日を含む期間の申告か。 事業実態があるか。		
	法人税確定申告書			
	(個人) 所得税確定申告書			
被災した自ら使用する事業用建物	不動産登記簿謄本（登記事項証明書）又は固定資産課税台帳	建物の名義、場所の特定とともに申請書、確定申告書などと整合性は取れているか。		
	平面図、床面積、位置図	被災前の事業規模、寸法、面積算出過程が確認できるか。		
※住宅兼店舗等の場合	平面図に全体及び店舗等を床面積とともに表示	どこが事業用区画か。		
被災した設備	固定資産（償却）台帳	所有していたか。		設備申請ないなら添付不要
補助を受けたい経費	賃貸借契約書（全文）（平面図、床面積、位置図）、見積書（内訳書を含む）など	どこでどの程度の規模で事業を再開するのか。申請者名義になっているか。寸法、面積算出過程が確認できるか。		・中小企業基盤整備機構の整備施設であればその契約書等 ・親族間等（P11参照）の賃貸借契約の場合は賃貸人の確定申告書も添付
※住宅兼店舗等の場合	平面図に全体及び店舗等を床面積とともに表示	どこが事業用区画か。		
補助を受けたい設備	設備賃貸借契約書	被災前と同程度か。		
都市計画法や食品衛生法等に抵触しない	(なし。)	事業内容が都市計画法等で制限されていないか。市町村窓口を確認したか。（食品衛生法は県保健福祉事務所等）		
風俗営業でない	(なし。)	事業が風俗営業に該当しないか。		
暴力団等でない	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書・同意書	申請者と同一か。適切に押印されているか。（法人の場合、法人名と代表者氏名記載、代表者印の押印があるか。）		
(法人の場合)	役員一覧	商業登記事項証明書と一致しているか。		
他の補助金を申請（受領）しているか	他の補助金の申請書又は実績報告書の写し	重複がないか。		他の補助金がないなら添付不要
賠償金請求（受領）があるか	賠償金請求書等の写し	補助金減額される場合あり。		ないなら添付不要

記載方法 添付してあれば「○」を、添付していなければ「×」を「○×」欄に記載し、「×」の場合は「備考」欄等にその理由を記載すること。

提出日

申請者

印

【チェックリスト③】 空き工場・空き店舗等 借上げ 津波

要件	申請添付書類	審査のポイント	○×	備考
対象者	(要綱第1号様式)	漏れなく記載してあるか。補助対象者か。		
東日本大震災で被災	り災証明書又は第11号様式	証明対象の建物と被災建物は同一か。半壊、全壊になっているか。		
	被災した施設、設備の写真、施設位置図	損壊を確認できるか。		設備申請ないなら設備写真添付不要
被災時に事業を行っていた	(法人) 商業登記事項証明書(直近)	平成23年3月11日を含む期間の申告か。 事業実態があるか。		
	法人税確定申告書			
	(個人) 所得税確定申告書			
被災した自ら使用する事業用建物	賃貸借契約書(貸借を証する資料)	場所の特定とともに申請書、確定申告書などと整合性は取れているか。		
	平面図、床面積、位置図	被災前の事業規模、寸法、面積算出過程が確認できるか。		
※住宅兼店舗等の場合	平面図に全体及び店舗等を床面積とともに表示	どこが事業用区画か。		
被災した設備	固定資産(償却)台帳	所有していたか。		設備申請ないなら添付不要
補助を受けたい経費	賃貸借契約書(全文)(平面図、床面積、位置図)、見積書(内訳書含む)など	どこでどの程度の規模で事業を再開するのか。申請者名義になっているか。寸法、面積算出過程が確認できるか。		・中小企業基盤整備機構の整備施設であればその契約書等 ・親族間等(P12参照)の賃貸借契約の場合は賃貸人の確定申告書も添付
※住宅兼店舗等の場合	平面図に全体及び店舗等を床面積とともに表示	どこが事業用区画か。		
補助を受けたい設備	設備賃貸借契約書	被災前と同程度か。		
都市計画法や食品衛生法等に抵触しない	(なし。)	事業内容が都市計画法等で制限されていないか。市町村窓口を確認したか。(食品衛生法は県保健福祉事務所等)		
風俗営業でない	(なし。)	事業が風俗営業に該当しないか。		
暴力団等でない	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書・同意書	申請者と同一か。適切に押印されているか。(法人の場合、法人名と代表者氏名記載、代表者印の押印があるか。)		
(法人の場合)	役員一覧	商業登記事項証明書と一致しているか。		
区画整理事業等の遅れで移転できない	区画整理事業等の遅れに関する申立書	外的要因等で事業が再開できない地域を予定しているか。		
他の補助金を申請(受領)しているか	他の補助金の申請書又は実績報告書の写し	重複がないか。		他の補助金がないなら添付不要
賠償金請求(受領)があるか	賠償金請求書等の写し	補助金減額される場合あり。		ないなら添付不要

記載方法 添付してあれば「○」を、添付していなければ「×」を「○×」欄に記載し、「×」の場合は「備考」欄等にその理由を記載すること。

提出日

申請者

印

【チェックリスト④】 空き工場・空き店舗等 借上げ 避難指示区域等

要件	申請添付書類	審査のポイント	○×	備考
対象者	(要綱第1号様式)	漏れなく記載してあるか。補助対象者か。		
東日本大震災で被災	り災証明書（被災証明でも可）又は第11号様式	所在地は避難指示区域等内か。		
	被災した施設、設備の写真、施設位置図	実在を確認できるか。		設備申請ないなら設備写真添付不要
被災時に事業を行っていた	(法人) 商業登記事項証明書(直近)	平成23年3月11日を含む期間の申告か。 事業実態があるか。		
	法人税確定申告書			
	(個人) 所得税確定申告書			
被災した自ら使用する事業用建物	賃貸借契約書(貸借を証する資料)	場所の特定とともに申請書、確定申告書などと整合性は取れているか。		
	平面図、床面積、位置図	被災前の事業規模、寸法、面積算出過程が確認できるか。		
※住宅兼店舗等の場合	平面図に全体及び店舗等を床面積とともに表示	どこが事業用区画か。		
被災した設備	固定資産(償却)台帳	所有していたか。		設備申請ないなら添付不要
補助を受けたい経費	賃貸借契約書(全文)(平面図、床面積、位置図)、見積書(内訳書含む)など	どこでどの程度の規模で事業を再開するのか。申請者名義になっているか。寸法、面積算出過程が確認できるか。		・中小企業基盤整備機構の整備施設であればその契約書等 ・親族間等(P13参照)の賃貸借契約の場合は貸借人の確定申告書も添付
※住宅兼店舗等の場合	平面図に全体及び店舗等を床面積とともに表示	どこが事業用区画か。		
補助を受けたい設備	設備賃貸借契約書	被災前と同程度か。		
都市計画法や食品衛生法等に抵触しない	(なし。)	事業内容が都市計画で制限されていないか。市町村窓口で確認したか。(食品衛生法は県保健福祉事務所等)		
風俗営業でない	(なし。)	事業が風俗営業に該当しないか。		
暴力団等でない	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書・同意書	申請者と同一か。適切に押印されているか。(法人の場合、法人名と代表者氏名記載、代表者印の押印があるか。)		
(法人の場合)	役員一覧	商業登記事項証明書と一致しているか。		
他の補助金を申請(受領)しているか	他の補助金の申請書又は実績報告書の写し	重複がないか。		他の補助金がないなら添付不要
賠償金請求(受領)があるか	賠償金請求書等の写し	補助金減額される場合あり。		ないなら添付不要

記載方法 添付してあれば「○」を、添付していなければ「×」を「○×」欄に記載し、「×」の場合は「備考」欄等にその理由を記載すること。

(公募要領 第1号様式)

退去確認書

年 月 日

福島県知事 様

(貸主又は仲介業者)

所在地

氏名 (名称)

⑨

電話番号

下記のとおり退去していることを確認します。

契約締結日	
退去者 (契約者・借主)	
退去日	年 月 日
物件所在地	

<記載方法>

貸主又は仲介業者が法人の場合、法人名と代表者の職と氏名を記載してください。

退去者が法人の場合、法人名を記載してください。

(公募要領 第2号様式)

年 月 日

福島県知事 様

(申請者)

所在地

名称(屋号)

代表者職氏名

㊟

区画整理事業等の遅れに関する申立書

被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の遅れにより、予定している地域等に移転できない旨、次のとおり申し立てます。

- 1 計画名

- 2 移転予定地域(市町村名および字名)

- 3 現在の状況

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 殿

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。
- 4 貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員一覧」等により提出する当方の個人情報情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

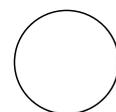
記入日 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は
個人事業主の氏名

（生年月日（個人事業主のみ））

(実印)



○ 申請窓口

最寄りの地方振興局（地域づくり・商工労政課）で申請することができます。申請書（要綱第1号様式等）は、窓口または福島県商工労働部ホームページより、入手できます。

で してください。

○ 県北地方振興局

〒960-8043 福島市杉妻町2番16号（県庁北庁舎） 電話 024-521-2658

○ 県中地方振興局

〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 電話 024-935-1292

○ 県南地方振興局

〒961-0971 白河市昭和町269番地 電話 0248-23-1546

○ 会津地方振興局

〒965-8501 会津若松市追手町7番5号 電話 0242-29-5292

○ 南会津地方振興局

〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番地1 電話 0241-62-5205

○ 相双地方振興局

〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 電話 0244-26-1142

○ いわき地方振興局

〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 電話 0246-24-6006

○ お問い合わせ先

福島県商工労働部 企業立地課 電話 024-521-7280（製造業、建設業）
商業まちづくり課 電話 024-521-7299（卸売・小売業、サービス業他）

○ チェックリスト①～④ 14～17 ページ

○ 退去確認書 18 ページ

○ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 20 ページ

○ 役員一覧 21 ページ